

インドネシア：新炭素取引市場運営者に関するアップデート及び炭素取引に関する新規制

アジアニューズレター

2023年10月23日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Rendi Prahara Septiawedi¹](#)

rseptiawedi@wplaws.com

[Adzhani Tharifah¹](#)

atharifah@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Indira Setyowati¹](#)

isetiyowati@wplaws.com

炭素取引市場を通じた炭素取引に関する金融庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」といいます。)規則2023年第14号の制定に続き、OJKは、OJK決定No.77/D.04/2023により、インドネシア証券取引所(以下炭素取引市場運営者としてのインドネシア証券取引所を「IDXCarbon」といいます。)をインドネシアの炭素取引市場運営者に正式に指名しました。IDXCarbonは、炭素取引市場運営者の免許を取得してから数日で、炭素ユニットの登録や炭素取引の仕組み、費用、監督機能など、炭素取引の実施に関する施行規則を制定しました。

本ニューズレターでは、(A)炭素ユニットの登録、(B)炭素取引の仕組み、並びに(C)炭素取引ユーザーの登録要件及び責任に関するIDXCarbonの規則を説明いたします。

本ニューズレターで利用している用語の意義は下記をご参照ください。

- (i) **PTBAE-PU**:事業者に対する排出上限技術承認。事業者が排出できる排出割当量または最大温室効果ガス排出量を意味します。
- (ii) **SPE-GRK**:温室効果ガス排出削減証書。排出削減プログラムの測定・報告・検証プロセスを完了した後、に事業者が付与される証書を意味します。
- (iii) **エミッション・トレーダー**:PTBAE-PUの割当てを受けた事業者。
- (iv) **ノン・エミッション・トレーダー**:PTBAE-PUの割当てを受けていない事業者。
- (v) **関係省庁**:オークション市場においてPTBAE-PUのオークションを実施する権限を与えられたインドネ

¹ 提携事務所所属

シアの官庁。

(vi) **SRN-PPI**:気候変動管理に関する国家登録システム。

A. 炭素ユニットの登録

対象炭素ユニット

OJK 及び IDXCcarbon は、IDXCcarbon で取引できる炭素ユニットを、以下の条件を充足する(i)PTBAE-PU 及び(ii)SPE-GRK に限定しました。

(a) SRN-PPI または SRN-PPI にリンクする関係省庁の登録簿に登録されていること。

(b) 国際登録制度により認定された機関により登録、審査及び検証されること。

但し、国際炭素ユニットが SRN-PPI に登録されていなくても、登録申請が OJK に提出されている限り、IDXCcarbon は国際炭素ユニットの取引を行うことができます。

PTBAE-PU 及び SPE-GRK の登録

PTBAE-PU 及び SPE-GRK の IDXCcarbon への登録は、(i)炭素取引ユーザー、(ii)IDXCcarbon に登録申請を提出した炭素取引ユーザー候補、または(iii)関連省庁にて行うことができます。

各 PTBAE-PU 及び SPE-GRK の登録手続きは以下の通りです。

(a) PTBAE-PU:

(i) 事前登録段階:オークション市場を通じて PTBAE-PU を取引することを意図する関係省庁だけが対象となります(オークション市場の詳細については下記 B を参照ください)。

(ii) 登録段階:炭素取引市場運営者を通じて PTBAE-PU を取引しようとする排出取引業者が対象となります。一旦登録されると、炭素ユニットはエミッション・トレーダーの口座に記帳されます。

(b) SPE-GRK:プロジェクトオーナーが申請書を IDXCcarbon に提出します。登録されると、炭素ユニットはプロジェクトオーナーの口座に記帳されます。

B. 炭素取引の仕組み

IDXCcarbon は、炭素ユニット取引のため、(a)通常市場、(b)相対市場、(c)非定例市場、(d)オークション市場の4つの異なる市場を設けています。

取引が行われる市場の種類は、以下によります。

- ① 当該市場において取引可能な炭素取引ユーザーの種類
- ② 当該市場で取引可能な炭素ユニットの種類

IDXCarbon における炭素ユニットの取引量は、1 ロット(CO2e 換算 1 トン)単位です。

(a) 通常及び相対市場:

- (i) 証券取引所の取引制度と同様に、通常市場では、IDXCarbon のシステムを通じて、売呼値と買呼値が時間優先の原則及び価格優先の原則で照合される、いわゆる継続的オークションシステムが採用されています。

他方、相対市場では、売主と買主が直接交渉を行い、その後、IDXCarbon を介して取引を決済することができます。

- (ii) 証券取引所に適用される価格設定方針と同様に、通常市場における炭素ユニットは、端数価格及びいわゆる自動拒否の原則に従うことを条件として、炭素ユニット当たり最低 200 インドネシアルピアで価格設定される必要があります。反対に、相対市場には価格制限はありませんが、価格は炭素ユニット当たり 1 インドネシアルピアを下回ることはできません。

(b) 非定例市場

- (i) 非定例市場では、プロジェクトオーナー(売主)がその SPE-GRK をエミッション・トレーダーまたはノン・エミッション・トレーダーに直接オファーすることができます。
- (ii) 非定例市場を通じて売却のオファーを提出した炭素取引ユーザーは、IDXCarbon に通知することにより、通常市場で取引できるよう、その SPE-GRK を移転することができます。

(c) オークション市場

- (i) 関係省庁は、売主として、オークションを通じてエミッション・トレーダーに PTBAE-PU を売却できます。
- (ii) プロジェクトオーナーは、売主として、SPE-GRK をエミッション・トレーダーまたはノン・エミッション・トレーダーに売却できます。SPE-GRK がオークション期間が終了するまでに売却されない場合、SPE-GRK はその後通常市場で取引されます。

(iii) 最低価格は、炭素ユニット当たり 1 インドネシアルピアです。

(iv) PTBAE-PU または SPE-GRK の最終価格を参照することにより、時間優先の原則及び価格優先の原則に基づいて落札者が決定されます。

C. 炭素取引ユーザーの登録要件と責任

炭素取引ユーザーは、インドネシアまたは外国の事業者であり、プロジェクトオーナー、エミッション・トレーダー、またはノン・エミッション・トレーダーになることができます。

炭素取引ユーザーとなるためには、例えば、以下のような要件を充足する必要があります。

- (a) 炭素取引ユーザーの代表として、炭素取引を実施する責任を負う最低 2 名の代表者を有し、その全員が IDXCarbon 主催の研修に参加すること。
- (b) 会社名をドメインとする会社の電子メールアドレスを有すること。
- (c) BI-FAST 及び BI-RTGS に接続された銀行口座を有すること。
- (d) 500 万インドネシアルピアの登録料を支払うこと。
- (e) (外国企業の場合のみ)規制監督委員会に登録された法人識別子を取得すること。

各炭素取引ユーザーは、以下の責任を負います。

- (a) IDXCarbon 上で他の炭素取引ユーザーと行われるすべての取引及び決済を監督すること。
- (b) すべての登録済み及び未登録の炭素ユニットが、(a)IDXCarbon 外で取引、または移転されないこと、及び(b)IDXCarbon の手続き以外の手続きを用いて放棄または除去されないことを確保すること。

炭素取引ユーザーとしての地位を廃止しようとするときは、少なくとも 1 ヶ月前までに、その旨を IDXCarbon に書面により届け出なければなりません。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com